

仕 様 書

1 委託業務名称

令和7年度新川小学校スクールバス運行等業務

2 委託業務の目的

本業務は、新川小学校児童の登校時のスクールバスの運行及びこれに付随する業務を行うことにより、児童の通学手段を確保し、安全に輸送することを目的とする。

3 委託業務内容

- (1) 登校時のスクールバスの運行
- (2) 児童のスクールバスへの乗降の誘導及び児童の乗降確認
- (3) その他緊急時における対応等

4 運行期間

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までのうち学校休業日を除く毎日
- (2) 運行予定日数：206日（運行予定日については別紙1「新川小学校スクールバス運行回数予定表」に示すとおり。）

5 バスの仕様・台数

- (1) 乗車定員50名以上の大型バスを1台使用すること。
- (2) スクールバスには前後の見えやすい位置に「新川小学校スクールバス」の表示をすること。

6 運行経路・運行時間

別紙2「基本経路図及び時刻表」を基本とする。

7 運行方法等

- (1) 運行日程及び運行時間の通知
運行日程及び運行時間については、運行日の属する月の前月末日の5営業日前までに委託者が通知する運行予定表によるものとする。
- (2) 運行予定の変更等
児童の分布状況及び積雪期間や交通事情の激変等による運行の途中打ち切りや運行時間、運行経路及び乗降場所の変更等については、別途協議の上決定する扱いとする。
- (3) 積雪期間の運行
積雪期間については、通常時に比べ運行に時間を要することが推測されるため、事前に委託者と協議の上、運行開始時刻を早める等の措置をとること。

8 乗降場所について

乗車場所及び降車場所は別紙２「基本経路図及び時刻表」のとおりとする。

なお、乗降場所に標識等は設置しない。事前に委託者と協議することとするが、原則、既存の路線バスの停留所から進行方向（前方）に 10m程度離れた位置で停車し、児童を乗降させること。その際、既存の路線バスの運行に支障を来さないよう十分に配慮すること。

9 運転者の要件

- (1) 運転者は大型二種免許を取得し、大型自動車の運転経験が豊富であること。
- (2) 児童のためのバスであることから、運転者については心身ともに健康な者を従事させるものとし、その人選には充分配慮すること。また、安全管理には特に留意すること。

10 運転者の業務内容

- (1) 運転者は登校時において、児童を安全かつ円滑に目的地に輸送すること。
- (2) 児童のバス乗降の誘導を行うほか、緊急時における対応等を行うこと。
- (3) その他委託者からの指示に従い、バス乗降に関する業務を行うこと。
- (4) 児童乗降時における注意点は以下のとおりとする。
 - ア 乗車場所においては、バスを停車させ、運転席に座ったまま児童の乗車確認を行うこと。
 - イ 待機している児童が乗車しない等の場合は、必要に応じて、一度降車し、児童を誘導した後、運転席に戻り、乗車確認を行うこと。
 - ウ 乗車確認の際は、バスの定員を超過しないよう児童数を数えること。定員を超過する場合は、路線バスの利用をお願いする等の対応をとること。
 - エ 乗車確認の際は、乗車証等により対象者か否かを確認すること。なお、乗車証の様式及び確認方法等の詳細については、委託者より別途指示する。
 - オ 児童乗車後、安全確認を行った上で出発すること。
 - カ 降車場所においては、バスを完全に停車させた後、児童が安全に降車できるよう誘導すること。
 - キ 終点到着後において、車内に児童が取り残されていないことを確認すること。

11 事故処理及び損害賠償について

スクールバスの運行時における事故の処理及びその損害賠償については、その一切の責任を受託者が負うものとする。

また、受託者は、以下の内容の任意保険に加入し、その加入内容について確認できる書類を業務履行開始日までに届け出ること。

- (1) 対人 : 無制限
- (2) 対物 : 500万円以上
- (3) 搭乗者 : 500万円／人以上

12 運行実績報告書の提出

受託者は、当月の運行状況を運行実績報告書（別紙３）により、委託者に報告すること。

13 運行管理者の配置及び経歴書等について

スクールバスの運行について必要な連絡指導に当たる業務主任を配置すること。

また、業務主任及び運転者について、経歴書等を別紙４、５の様式により運行開始日の２営業日前までに委託者に届け出ること。

14 特記事項

- (1) この業務の実施に当たっては、一般貸切旅客自動車運送事業許可証の写し、別途委託者が指示する書面を委託者へ提出すること。
- (2) 関係法令を遵守すること。
- (3) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
- (4) 緊急時に迅速に対応するため、運転者には携帯電話を携行させること。また、電話番号を委託者及び学校に通知すること。
- (5) 業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方が協議をしてそれを処理するものとする。

15 連絡先

- (1) 担当課：札幌市教育委員会生涯学習部学校配置マネジメント担当課
札幌市中央区北２条西２丁目ＳＴＶ北２条ビル５階（TEL011-211-3836）
- (2) 札幌市立新川小学校：札幌市北区新川５条１５丁目１－１（TEL011-762-1737）